

《アンケート結果》中学校社会科授業での「丸亀市自治基本条例」の活用について

実施期間：令和4年11月8日～令和5年1月9日

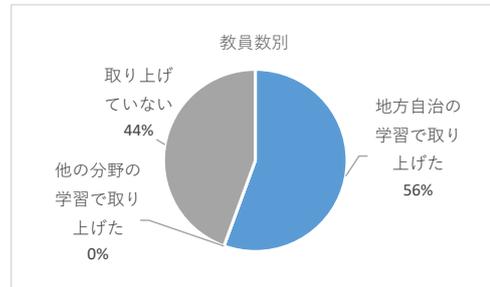
対象：丸亀市公立中学校で3年生を担当する社会科教員11名

回答者数：9名（担当するクラス数：5校27クラス）

質問1 授業で「丸亀市自治基本条例」を取り上げていただけましたか？

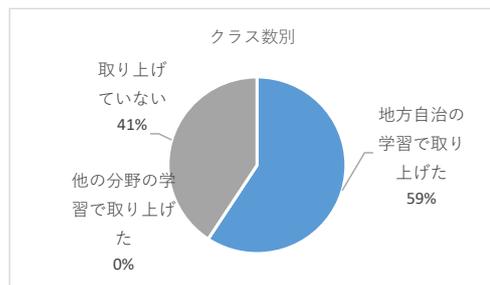
【教員数別】

回答	教員数	割合(%)
地方自治の学習で取り上げた	5	55.6
他の分野の学習で取り上げた	0	0.0
取り上げていない	4	44.4



【クラス数別】

回答	クラス数	割合(%)
地方自治の学習で取り上げた	16	59.3
他の分野の学習で取り上げた	0	0.0
取り上げていない	11	40.7

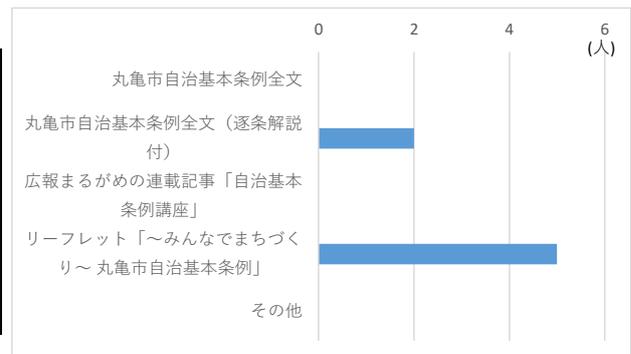


質問1で「取り上げていない」と回答された方は、その理由を教えてください。（→質問6へ）

時間が確保できなかった
時間的に厳しかったため
資料の存在に気付くのが遅かったから
授業進捗の関係で取り扱う時間を生み出せなかった

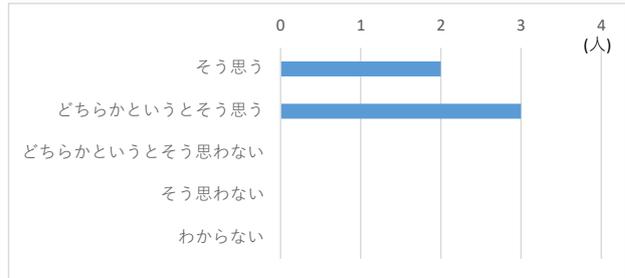
質問2 授業で「丸亀市自治基本条例」を取り上げた方は、どの資料を使用しましたか？（複数回答可）

回答	教員数	割合(%)
丸亀市自治基本条例全文	0	0.0
丸亀市自治基本条例全文（逐条解説付）	2	28.6
広報まるがめの連載記事「自治基本条例講座」	0	0.0
リーフレット「～みんなでまちづくり～丸亀市自治基本条例」	5	71.4
その他	0	0.0



質問3 資料は「丸亀市自治基本条例」の理解に役立ったと思いますか？

回答	教員数	割合(%)
そう思う	2	40.0
どちらかというと思う	3	60.0
どちらかというと思わない	0	0.0
そう思わない	0	0.0
わからない	0	0.0



その理由を教えてください。【「そう思う」を選択した方】

まず「丸亀市基本条例」の存在を知るきっかけになったと思うから。知らなければ一市民として市政に参加するという感覚は育たないので。リーフレットは分かりやすく、授業で取り上げやすかった。リーフレットは印刷して配布しました。

「条例」という用語を覚えるだけでは意味がなく、具体を知ると知らないのでは大きな違いがあると思うから。

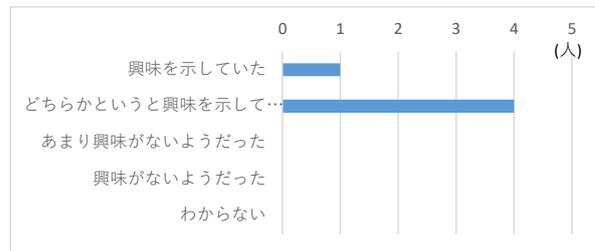
その理由を教えてください。【「どちらかというと思う」を選択した方】

見やすく、分かりやすい内容であった。

丸亀市自治基本条例の内容に、目を通す機会になったから。また、自身が住む市の条例に触れることができたから。

質問4 「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げた際の生徒の反応はどうでしたか？

回答	教員数	割合(%)
興味を示していた	1	20.0
どちらかという興味を示していた	4	80.0
あまり興味がないようだった	0	0.0
興味がないようだった	0	0.0
わからない	0	0.0



質問5 「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げた際に、生徒たちから出た質問等があればご記入ください。

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の話に合わせてすると、「全然守ってない。」という意見がたくさん出て、そこから条例というものを守る必要がない、知らなくても問題ないという空気が出てしまう。

質問6 「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げることに率直な意見をお聞かせください。

回答	教員数	割合(%)
有効である	4	44.4
どちらかという有効である	5	55.6
あまり有効でない	0	0.0
有効でない	0	0.0



質問7 その他に、「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げること、また中学生の理解促進について、ご意見やご要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。

(回答なし)